

議案第 9 号

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市バスターミナル駐車場の指定管理者の団体要件を緩和するとともに、君津市バスターミナル駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「（市内に事務所等を有するものに限る。）」を削る。

第 6 条第 2 号中「駐車料金の徴収等」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第 9 条中「別表」を「第 11 条第 2 項」に、「定期駐車料金」を「定期利用料金」に改める。

第 11 条から第 13 条までを次のように改める。

（利用料金）

第 11 条 前条第 1 項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、二輪車駐輪場の利用料金は、無料とする。

2 利用料金は、普通利用料金及び定期利用料金とし、その額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（割増金）

第 12 条 偽りその他不正な手段により利用料金の支払を免れた者は、指定管理者に対し、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額の割増金を支払わなければならない。

（利用料金の減免）

第 13 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 14 条の見出し中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条中「納付された駐車料金」を「支払われた利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 利用料金の収受方法

第20条第1項第4号中「徴収」を「収受」に改める。

別表中「普通駐車料金」を「普通利用料金」に、「定期駐車料金」を「定期利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る駐車料金及び割増金については、なお従前の例による。

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(指定管理者による管理) 第5条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体_____であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務 (3) ～(5) 省略 (利用期間) 第9条 駐車場の利用期間は、1回の利用（第11条第2項に規定する<u>定期利用料金</u>によるものを除く。）につき、利用した日から起算して14日以内とする。ただし、指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用期間を延長することができる。 (利用料金) 第11条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。ただし、二輪車駐輪場の利用料金は、無料とする。 2 利用料金は、普通利用料金及び定期利用料金とし、その額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。	(指定管理者による管理) 第5条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（<u>市内に事務所等を有するものに限る。</u>）であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 駐車場の<u>駐車料金の徴収等</u>に関する業務 (3) ～(5) 省略 (利用期間) 第9条 駐車場の利用期間は、1回の利用（別表_____に規定する<u>定期駐車料金</u>によるものを除く。）につき、利用した日から起算して14日以内とする。ただし、指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用期間を延長することができる。 (駐車料金等) 第11条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、<u>駐車料金を納付しなければならない。ただし、二輪車駐輪場の駐車料金は、無料とする。</u> 2 <u>駐車料金は、普通駐車料金及び定期駐車料金とし、その額は別表のとおりとする。</u>

(割増金)

第 1 2 条 偽りその他不正な手段により利用料金の支払を免れた者は、
指定管理者に対し、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相
当する額の割増金を支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第 1 3 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用
料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 1 4 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管
理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の利用に関する標識)

第 2 0 条 駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したもので
なければならない。

- (1) 利用料金の額
- (2) 省略
- (3) 利用料金の収受方法
- (4) 割増金の収受に関する注意事項
- (5) 省略

2 省略

別表（第 1 1 条第 2 項）

区分	金額
<u>普通利用料金</u>	1 日以内で 1 台 1 回の駐車につき 5 1 0 円
<u>定期利用料金</u>	1 月 1 台の駐車につき 5, 1 4 0 円

備考

- 1 省略

(割増金)

第 1 2 条 偽りその他不正な手段により駐車料金の徴収を免れた者は、
駐車料金のほか、その額の 2 倍に相当する額の割増金を納付しなけ
ればならない。

(駐車料金の減免)

第 1 3 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、
駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の還付)

第 1 4 条 既に納付された駐車料金は、還付しない。ただし、市長
が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の利用に関する標識)

第 2 0 条 駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したもので
なければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 省略
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) 省略

2 省略

別表（第 1 1 条第 2 項）

区分	金額
<u>普通駐車料金</u>	1 日以内で 1 台 1 回の駐車につき 5 1 0 円
<u>定期駐車料金</u>	1 月 1 台の駐車につき 5, 1 4 0 円

備考

- 1 省略

2 駐車場の利用時間が1時間以内の場合の普通利用料金は、無料とする。

3 本市に住所を有していない者の定期利用料金は、1割増しとする。

2 駐車場の利用時間が1時間以内の場合の普通駐車料金は、無料とする。

3 本市に住所を有していない者の定期駐車料金は、1割増しとする。